

JIS Q 9100 第三者認証取得組織各位認証機関各位

IAQG-OASIS 登録料金の見直しについて

日頃より JAQG の活動にご理解とご協力いただきありがとうございます。

この度、「IAQG-OASIS データベースへの登録料金等についての細則」（以下、本細則）について見直しを行い、令和6年度第3回JAQG運営委員会にて承認を経て、規則の改正を行いましたので、改正の背景等について説明申し上げます。

規則については、https://jaqg.sjac.or.jp/about/jaqg_02.html をご参照ください。

1. 毎回の登録料金の見直し内容

1) 消費税に関する記述の追加

消費税について下記の注記を*7) として追記いたしました。

「IAQG-OASIS登録料、日本国内認証制度の維持・改善費用ともに消費税が別途必要となる。」

2) 日本国内認証制度の維持・改善費用

47,000円（税込）から50,000円（課税前金額）に変更しました。

上記1) の追記により、納付頂く金額は55,000円（税込）となります。

3) 新料金適用時期

令和7年4月1日以降に開始される審査に適用されます。

2. 見直しの背景

以下に示す背景により見直しを行ったものです。

1) 消費税に関する記述の追加

消費税の取り扱いについて明記していなかったため、明確化いたしました。

2) 日本国内認証制度の維持・改善費用（以下、本費用）

本費用は平成16年度に日本国内における認証制度の維持・改善を目的として設立されました。当初は30,000円（税込）で開始し、その後H19年度にJAQGメンバー会費の増額に伴い50,000円（税込）に増額し、H31年度より47,000円（税込）に改正しています。

本費用の理念は「非JAQGメンバーであってもJIS Q 9100認証を取得することにより、認証制度の恩恵を受けていることから、JIS Q 9100認証制度の運用維持・改善に関連した活動のための活動経費の一部を非JAQGメンバーにご負担頂いているもの（平成26年運営委員会第6号議案より）」というものであり、その金額は「JAQG年会費の最低額（H19年運営委員会議事録）」とさせて頂いております。

H31年度の減額については、「JIS Q 9100認証制度に関わる諸活動全般の整理を行い、認証制度維持・改善費用を減額する（H30年度運営委員会説明）」としておりましたが、昨今のインフレーション等への対応も鑑み、改めて本費用設立当初の理念に立ち返り、「非JAQGメンバーにもJAQG年会費の最低額相当のご負担を頂く」ことと致しました。

JAQG年会費の最低額は50,000円（不課税）ですので、日本国内認証制度の維持・改善費用についても50,000円（課税前）とさせて頂きましたが、年会費と異なり本費用については消費税の課税対象となるため、非JAQGメンバーの方のご負担は55,000円（税込）となります。

ご負担増となるのは心苦しい限りですが、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

以上